

事務連絡
平成25年4月10日

測量関係団体等 担当者 殿

国土地理院
企画部測量指導課

作業規程の準則の一部改正について（お知らせ）

このたび、測量法（昭和24年法律第188号）第34条に基づく作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号）の一部が、平成25年3月29日付け国土交通省告示第286号により改正されましたので、お知らせします。

なお、一部改正の概要は別紙のとおりですが、今回の改正内容につきまして、貴組織の構成団体、傘下会員等に周知くださいますよう、御協力をお願いします。

<お問い合わせ先>

担当 国土地理院企画部測量指導課技術専門員 藤本 和彦
公共測量係長 宮本 純一

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

TEL. 029(864)1111（内線 3241, 3253） FAX. 029(864)1658

E-mail koukyou@gsi.go.jp

作業規程の準則の一部改正の主な内容について

① 準天頂衛星に対応

準則では各種測量に GPS 衛星（米国）と GLONASS 衛星（ロシア）が利用できる規定となっていました。今般、準天頂衛星について、位置精度及び利用の有効性が確認できたことから、GPS 衛星を補完する衛星として利用できるようになりました。

② 空中写真撮影作業の標準化

ほとんどの空中写真の撮影作業実施時に GNSS/IMU 装置を用いていることが確認できました。そのため、GNSS/IMU 装置を用いた撮影及び外部標定要素を用いた調整計算を標準としました。

③ 図化作業の標準化

数値地形図作成の図化作業において、図化機の使用状況を作業機関に確認したところ、ほとんどの作業機関で「解析図化機」及び「座標読取装置付アナログ図化機」は使用されていないことが確認できました。そのため、図化作業について「デジタルステレオ図化機」の使用を標準としました。

④ 航空レーザ測量における情報レベル 500 での数値地形モデル作成を規定

準則では航空レーザ測量において、地図情報レベル 1000、2500、5000 レベルでの数値地形モデル作成について規定をしていました。近年、地図情報レベル 1000 より詳細な数値地形モデル作成実態の増加から、新たに地図情報レベル 500 での作成を規定しました。

なお、今回の一部改正に係る書類は、国土交通省国土地理院（茨城県つくば市北郷 1 番）に備え置いて閲覧に供しているとともに、国土地理院ホームページの下記 URL においても公開しています。また、新旧対照表も同ホームページに掲載しています。

<http://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/>